

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

令和8年1月から改定 源泉徴収税額の変更

税務署が大変だから代わりにやっている？

源泉徴収とは、会社で働いたり副業で報酬を貰ったりした際に、国に払う税金を支払元があらかじめ天引きして、代わりに支払ってくれる制度です。もし、会社勤めの方が全員自分で税額を計算して直接国に支払うことになれば……税務署の仕事がものすごく増えてしまいますし、給与等を受け取った人の負担も増えることとなります。

サラリーマンが税金について気を付けていなくとも、誤りなく納税が済むという反面、税金に対する関心が薄くなる元凶という声も少なくありません。

月々の税額はおおまかに徴収するが

1年間の給与に対する所得税と、毎月源泉徴収する所得税の合計額は必ずしも一致しません。扶養親族の数の変動や、月々の徴収額に加味しない生命保険料等の控除があるからです。この過不足を精算するのが「年末調整」という作業です。

令和7年の源泉徴収額を見てみると、月々の徴収額は令和6年から変更はありませんでしたが、実際には税制改正によって

基礎控除等の改定があり、実際の税額が徴収額よりも低い方が多数です。ただ、令和7年中に令和7年の税額変更が決定されたため、月々の源泉徴収額を年の途中から変更するのが煩雑なので「全部年末調整で精算してくださいね」ということになりました。年末の給与支払い時に手取りが多くなった人が多いのではないのでしょうか。

令和8年1月から源泉徴収税額の変更

令和8年1月からは、月々の徴収額について、令和7年度税制改正の内容が反映された額となります。このため税制改正の影響を受ける方は令和7年に比べると、月の手取り額は少し大きくなります。

国税庁が発表している「源泉徴収税額表」の令和7年分と8年分を見比べてみると、例えば控除対象扶養親族のいない方で社会保険等控除後の給与の金額が月額35万円の方は、徴収額が令和7年の12,340円に対して令和8年は11,490円で、千円弱の手取り増加となります。

経理担当の方は今のうちに金額変更を把握して、誤りのないように準備しておきましょう。



令和7年は年末一気に。令和8年は月々こまめに。どっちが好きですか？

税法以外にも税務職員が縛られる文書やものが存在する

租税法律主義が大原則

税金は法律で定められていなければ、国家（＝税金を徴収する側）はこれを賦課・徴収することはできず、国民（＝納税者側）はその納付を要求されることはありません。これを租税法律主義といい、日本国憲法の規定によって保障されています。

課税する側も納税する側もこの大原則のもとに税金を考えます。

税務職員は国家公務員

税務職員は国家公務員です。国家公務員は国家公務員法により服務規定が定められています。その中で、業務の遂行については、「法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」とされています。法令に従うのは当然ですが、“上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない”という部分が、税務職員は縛られるが、納税者は束縛されない規定です。

税務職員が縛られる文書やもの

以下に記すものは、“上司の職務上の命令”に該当しますので、税務職員は忠実に守らなければなりません。違反すると罰則が科されます。

(1) 法令解釈通達（所得税基本通達など）

国税庁長官が下級行政庁に対して租税法の解釈についてなす命令です。税務行政組織の内部では拘束力を持ちます。

一方、国民や裁判所は拘束されません。とはいえ、税務職員がそれに従う通達が公表されているのですから、その通りの扱いをすれば税務職員から否認はされませんので、不利とならない限り積極活用します。

(2) 事務運営指針（加算税の取扱い等）

税務行政の執行に係る国税庁の事務運営指針を税目別に示した内部文書です。運用に関する詳細な手続きや解釈を示した内規としての性格を持っています。

(3) その他

他にも、国税庁告示、文書回答事例、質疑応答事例も、税務職員への解釈や取扱いを示した内部文書でそれに従います。

(4) 国税不服審判所裁決

審査請求書が提出されると、国税不服審判所は審査請求人（納税者）と原処分庁（税務署長や国税局長など）の双方の主張を聴き、必要があれば自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理をした上で、裁決を行います。裁決は、行政部内の最終判断であり、税務署側は、これに不服があっても訴訟を提起することはできません。



税理士などの税務専門家は、毎年変わる税法の勉強に加え、税務署の内部文書（最近ではウェブで公開されている）まで日々勉強して、納税者のサポートを行っています。



フリーランス等の業務委託先から残業代請求を受けた場合の対処法（第3回）

【質問】

当社は業務が忙しくなった場合、外部フリーランス等を募集して人員補充し業務に従事しているのですが、中には当社との関係が長く、当社従業員と変わらない処遇を受けている者も存在します。

今般、業務委託契約を締結していた従事者より、実態は労働者であるとして残業代の支払いを求められました。

当社は残業代を支払う必要があるのでしょうか。

【回答】

前回は、労働者該当性に関する裁判事例を見ながら、ポイント解説しました。

今回は、労働者に該当する場合の対応を検討します。

【解説】

(1) 賃金支払い義務の発生

労働者に該当すると判断できる場合、賃金の支払い義務が生じます。また、これに伴い、会社には次のような義務が発生することになります。

①労働時間管理義務

労働者性が認定された場合、会社は労働時間を適切に管理する義務が発生します。

万一、適切な時間管理が行われていない場合、労働基準監督署による指導や是正勧告を受けるリスクや、労働者から残業代など高額な未払い賃金の請求を受けるリスクが生じることになります。

②時間外労働と割増賃金の支払い

上記①で記載し労働時間管理義務に基づき労働時間を算定した結果、労働者の労働時間が「1日8時間、1週40時間」を超える場合、会社は時間外労働の割増賃金を支払う義務が発生します。割増賃金率は次の通りです。

- ・ 時間外労働（法定労働時間超過分）：25%以上の割増賃金
- ・ 深夜労働（22時～5時）：25%以上の割増賃金
- ・ 休日労働（法定休日）：35%以上の割増賃金

③最低賃金の適用

労働者と認定された場合、会社は最低賃金法を遵守する必要があります。最低賃金を下回っている場合、その差額の支払い義務が生じます。

(2) その他労働者であることを前提に負担する義務内容について

設問からは外れますが、労働者と認定された場合、会社は上記(1)以外にも次のような義務を負担することになります。

① 労働条件通知書の交付義務

会社は労働者に対し、労働基準法第 15 条に基づき労働条件を明示する必要があります。最低限明示しなければならない事項は次の通りです。

- ・ 契約期間と更新の有無・基準
- ・ 就業場所
- ・ 従事すべき業務の内容
- ・ 始業と終業の時刻、休憩時間
- ・ 休日
- ・ 休暇
- ・ 賃金の決定方法
- ・ 賃金の支払時期・支払方法
- ・ 退職に関する事項
- ・ 昇給に関する事項

② 休憩時間と休日の付与

労働基準法では、労働時間が 6 時間を超える場合は最低 45 分の休憩、労働時間が 8 時間を超える場合は最低 60 分の休憩を付与することが会社に義務付けられています。

また、原則として 1 週間につき最低 1 日の休日を確保することも会社に義務付けられています。

③ 解雇や雇止めに関する規制

労働者と認定された場合、解雇（契約終了）する場合は解雇規制が、雇止めする場合は雇止め規制がそれぞれ適用されます。

業務委託形式をとることで、業務の繁閑に応じた人員調整を検討していた会社にとっては、予定が大きく狂いますので、直ちに事業計画の見直しを行う必要があります。

④ 健康診断の実施義務

労働安全衛生法に基づき、労働者には定期健康診断を受けさせる義務があります。

⑤ 雇用保険・社会保険への加入義務

一定の例外がありますが、原則として会社は雇用保険と社会保険（健康保険及び年金）への加入義務が発生し、保険料を負担する必要が生じます。

■2026年度の補助金スケジュール一覧(2026年1月時点)

2026年の各種補助金のスケジュールについて、1月時点で発表されている情報を元にまとめてさせていただきました。次回未定のものについては、3月～4月頃に公式発表があるかと思しますので、発表があり次第こちらでご案内させていただきます。

●ものづくり補助金(次回未定)

先月の1月30日に22次公募が締め切れ、次回募集は未定となっております。
今後は、新事業進出補助金と統合される事が発表されており、要件が変更される予定です。

ものづくり補助金：新しい商品やサービスの開発を伴う、生産工程の改善を行うための設備投資を支援する補助金

●新事業進出補助金(募集中)

次回締切は3月26日となっており、本年度は3月分を含め2回の募集が予定されています。(変更の可能性あり)

新事業進出補助金：新しい事業に取り組むための、設備投資や建物の改装、販促費用などを補助するための補助金

●省力化補助金(募集中)

一般型については、次回締切が2月下旬頃となっています。前回から一部賃上げ要件に変更が出ています。

カタログ型については、引き続き随時募集となっており、こちらも一部賃上げ要件に変更が出ているため、注意が必要となります。

省力化補助金：オーダーメイド設備導入により、生産工程の省力化を図る取り組みを補助

●小規模事業者持続化補助金(次回未定)

予定では、5～6月頃に次回公募情報が発表される見込みとなっています。(創業型も同様、協業型については、2月27日締切で募集中)

小規模持続化補助金：販路開拓につながる、店舗改装や設備投資、販促費用などを補助

●IT導入補助金(次回未定)

次回予定は未定となっており、また2026年度は「デジタル化・AI導入補助金」へと変更が予定されていますが、内容についてはそこまで大きな変更はなさそうです。

IT導入補助金：業務効率化を目的としたITツール導入費用を補助